

熊本県が発行する水俣病に関する手帳

令和7年3月27日

手帳の名称		医療手帳	水俣病被害者手帳 (療養手当有)	水俣病被害者手帳 (療養手当無)	水俣病認定申請者医療手帳	メチル水銀に係る健康影響調査研究事業 医療手帳
手帳の色		オレンジ色	白色		黄色	びわ色
公費負担者番号	医療	51433019	51433019	51433027	51433035	51433043
	介護	88433016	88433016	88433024	88433032	88433040
受給者番号		6で始まる7桁	8で始まる7桁	9で始まる7桁	2で始まる7桁	3で始まる7桁
交付対象者		平成7年の政治解決時の交付者 【受付終了】	水俣病特措法に基づく給付の申請による交付者 【受付終了】		認定申請中の方で、 指定地域に5年以上居住し、水俣病 認定申請後1年(一定の症状がある場 合は、6か月)を経過した方	認定審査会の答申が あり保留されている方 水俣病関西訴訟最高裁判所判決及び同訴訟 大阪高等裁判所判決並びに熊本水俣病二次訴 訟福岡高等裁判所判決において、損害賠償を 容認する判決が確定した方
有効期限		交付年月日から手帳返還まで	交付年月日から手帳返還まで		交付(効力開始日)から審査結果が出るまで	交付年月日から手帳返還まで
給付内容	医療費	保険適用診療の自己負担分 ※歯科・交通事故等を除く				
	医療系介護サービス	介護保険法の規定によるサービス利用料の自己負担分				
	マッサージ	保険適用	保険適用施術の自己負担分			【保険適用】 保険適用施術の自己負担分
		保険外	(対象外)			
	はり・きゅう	保険適用	保険適用施術の自己負担分			【保険外】 はり又はきゅうのみ 1回 1,000円まで はり・きゅう併用 1回 1,500円まで マッサージ 1回 600円まで ※上記をあわせて月5回まで支給
		保険外	はり・きゅう施術費(保険外)、温泉療養費の合計で、月7,500円まで			
	温泉療養費	(対象外)				
療養手当	入院等 23,500円/月 通院等 21,200円/月(70歳以上) 17,200円/月(70歳未満)	入院等 17,700円/月 通院等 15,900円/月(70歳以上) 12,900円/月(70歳未満)	(なし)			
その他	(なし)	● 離島加算 1,000円/月(～R7.3月診療分) 2,000円/月(R7.4月診療分～) ※離島に居住する方が、月1回以上、島外の 医療機関等に 通院した場合に支給		(対象外)	● 研究治療手当 500円/療養日 ● 離島手当 500円/療養日 ※離島に居住する方が医療機関等 にかかったとき ● 介添手当 5,000円～10,000円/月	
問合せ先電話番号		096-333-2284 (水俣病保健課 医療対策班)			096-333-2283 (水俣病審査課 認定審査班)	096-333-2284 (水俣病保健課 医療対策班)

【参考】鹿児島県が発行する水俣病に関する手帳

手帳の名称		医療手帳	水俣病被害者手帳 (療養手当有)	水俣病被害者手帳 (療養手当無)	水俣病要観察者等医療手帳
手帳の色		緑色	白色		クリーム色
公費負担者番号	医療	51463016	51463016	51463024	51463032
	介護	88463013	88463013	88463021	88463039
受給者番号		0で始まる7桁	31または32で始まる7桁	30で始まる7桁	2で始まる7桁
交付対象者	※上記の熊本県が発行する手帳と同じ				※上記の熊本県が発行する水俣病認定申請者 医療手帳と同じ
有効期限					
給付内容					
問合せ先電話番号		099-286-2584 (鹿児島県 環境林務課 環境保健係)			